

発議第1号

ロシアによるウクライナへの侵攻に対して抗議する決議

ロシアは、去る2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

武力によるロシアの攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会の平和と安全を著しく脅かし、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

このように、力を背景とした一方的な現状変更をしようとする軍事侵攻は、明白な国際法や国連憲章の重大な違反であり、断じて容認することができない。

さらに、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況のなか、安否確認の対応に追われるなど厳しい状況におかれている。

よって、五所川原市議会は、国際秩序への挑戦ともいえる今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し完全撤退を求めるものである。

また、政府においては、在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対し迅速かつ厳格な制裁措置をとるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月14日

五所川原市議会